

消火薬剤について

■消火薬剤は、人体に対し有害性や毒性はほとんどありません。消火薬剤は、リン酸塩類を主成分とする微粉末で、人体に対し有害性や毒性はほとんどありませんが、故意に口に入れたりしないでください。

万一、消火薬剤が目に入った場合には、水道水等でよく洗い流してください。なお目に痛みを感じたり、充血した場合には、医師の診察を受けてください。皮ふや衣類、器物等に付着した時は、よくはたき落とし、水で洗い流してください。なお消火薬剤のかかった食品は食べないでください。

アフターサービスについて

ご質問やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。



モリタ宮田工業株式会社

〒253-8588 神奈川県茅ヶ崎市下町屋1-1-1

TEL 0467-85-1210(お客様相談室)

TS02490001 14.07

安全上のご注意

必ずお守りください

お使いになる人や他の人への危害、財産への損害を未然に防止するため、必ずお守りいただくことを、次のように説明しています。

■表示内容を無視して誤った使い方をした時に生じる危害や損害の程度を、次の表示で区分し、説明しています。

警告 この表示の欄は、「死亡または重傷などを負う可能性が想定される」内容です。

注意 この表示の欄は、「傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される」内容です。

■お守りいただく内容の種類を、次の絵表示で区分し、説明しています。(下記は、絵表示の一例です。)

このような絵表示は、気をつけていただきたい「注意喚起」内容です。

このような絵表示は、してはいけない「禁止」内容です。

このような絵表示は、必ず実行していただく「強制」内容です。

警告

■加圧用ガス容器バルブ、クリーニング弁、放出弁は平常時は閉位置のこと。



これらのバルブ類が開いていると、火災時に使用できないおそれがあります。

アンズレボックス

移動式粉末消火設備

取扱説明書

品番 SHA-30E-3
SHA-30G-2

このたびは、移動式粉末消火設備をお求めいただきまことにありがとうございました。

この説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。そのあと大切に保管し、わからないとき再読してください。

ご購入店様へ……この説明書は必ずお客様にお渡しください。

仕様

品番	SHA-30E-3	SHA-30G-2
型式認定番号	C-461号	C-466号
消火薬剤型式番号	薬第59~1号	
消火薬剤充てん量	33kg	
ホース長さ	20m	
格納箱寸法	幅270・高さ1140・奥行360(mm)	
総質量	約80kg	約75kg

・危険物対応品では消火薬剤型式番号が「薬第45~1号」になります。
・特注品の場合、格納箱寸法が違うことがあります。

この粉末消火設備は、粉末消火薬剤を充てんした移動式粉末消火設備として適応防護区画付近に設置し、火災発生時にこの消火設備を操作してホース先端にあるノズルより粉末消火薬剤を放射して火災を消火するものです。

注意

■人に向けて放射しない。



放射される消火薬剤が直接顔に当たると、呼吸困難や失明等のおそれがあります。

禁止

●人に向けて放射することは絶対にしないでください。

■消火の際、火元に近づき過ぎない。



火災による火傷のおそれがあります。

やけど注意

●炎より3m程度はなれて使用してください。

■火災または点検の場合以外は操作しない。



不適切な操作をすると、火災時に使用できないおそれがあります。

■使用方法をよく確認する。



誤った使用方法で操作しますと消火できないおそれがあります。

■消防法で定められた点検を実施する。



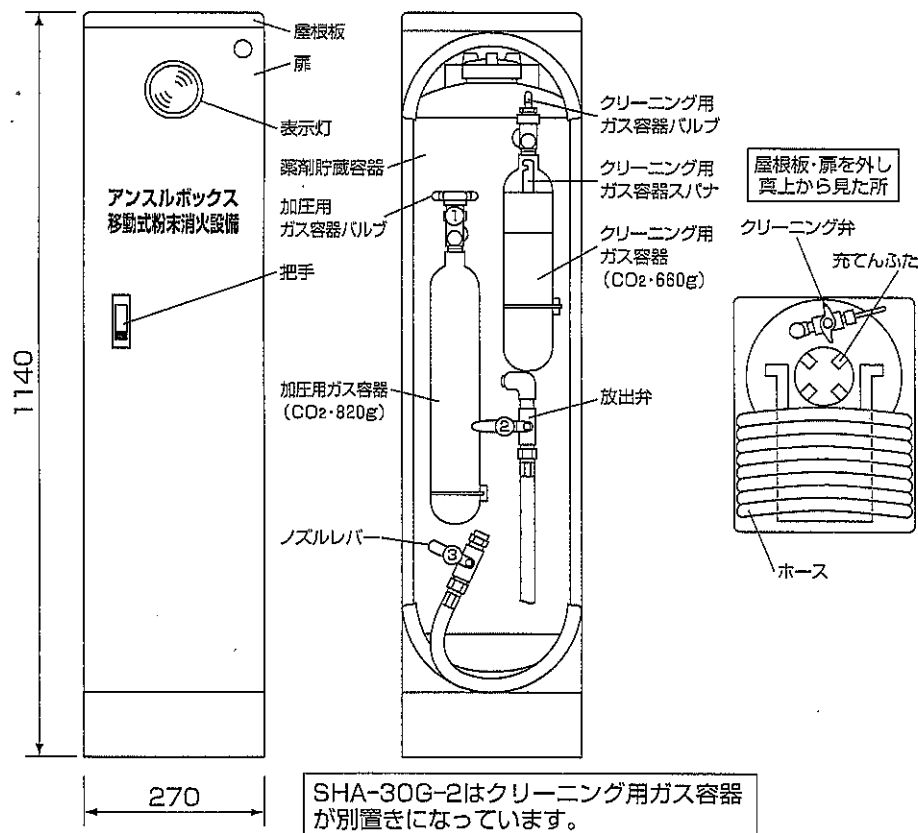
点検をしなかったことにより、火災時に使用できないおそれがあります。

●消防法により6ヵ月に1回の外観点検および機能点検、1年に1回の総合点検を行うことと規定されています。点検はお求めの販売店にご相談のうえ、専門の消防設備士の点検を受けてください。

各部の名称

使用方法

安全上のご注意を合わせてご確認ください。



SHA-30G-2はクリーニング用ガス容器が別置きになっています。

⚠ 注意事項

- 本機器の格納箱は、屋根板と上側ドアヒンジが一体の構造となっております。そのため、使用後の処置等で屋根板を取り外す際には、扉が倒れて破損するおそれがありますので、手を添えるなど倒れの防止を行ってください。

⚠ 注意事項

- 人に向けて放射しないでください。
- 消火の際、火元に近づき過ぎないでください。

以下の注意事項は SHA-30E-3 に関するものです。

- 加圧用ガス容器とクリーニング用ガス容器を同時に開けないでください。薬剤貯蔵容器内の圧力が高くなり危険です。
- クリーニング用ガス容器での起動はしないでください。この場合、多少の薬剤は放射しますが、消火に有効な放射はできません。

日常の点検のお願い

安全上のご注意を合わせてご確認ください。

- 下記バルブが閉位置であることを確認してください。
加圧用ガス容器バルブ
放出弁
- ノズルレバーがスムーズに動くことを確認してください。
- 表示灯が点灯していることを確認してください。
- 格納箱や箱内部の容器等に著しい腐食(サビ)や汚れがないか確認してください。
- 扉の開閉ができるか確認してください。
- 操作するための十分なスペースがあるか確認してください。障害物は排除してください。

- 日常の点検で異常が発見された場合は、機能点検、整備および薬剤の詰め替えが必要です。機能点検、整備および薬剤の詰め替えはお求めの販売店にご依頼ください。

1

加圧用ガス容器
バルブ①を全開する



2

放出弁②を全開する



3

ホースをのばし、ノズルレバー③を全開する



- 格納箱の扉を開き、加圧用ガス容器バルブ①を全開します。(この操作によって二酸化炭素が薬剤貯蔵容器内に入り、薬剤とガスとの急速な流動、混合が開始されます。)
- 放出弁②を全開にし、ホースを引きのばします。(ホースはできるだけ全部引きのばしてください。)
- 火元に近づきノズルレバー③を全開し、炎の根元を手前から掃くようにノズルを左右にふりながら放射し、順次前方に進んで消火してください。(ノズルレバーを閉に戻すと放射を止めることができます。)

使用後の処置について

- 薬剤放射後はすみやかにお求めの販売店へご連絡ください。(長時間放置しますとホース内に消火薬剤がつまり、使用不能となるおそれがあります。)
- 使用後は、整備・再充てんして使用できます。使用後は、機能点検を行った後、異常がないものにあつては、整備・再充てんして使用できます。

機能点検や整備・再充てんは、消防法の取り決めにより、専門の消防設備士の資格を有する者が行える業務とされています。機能点検や整備・再充てんはお求めの販売店にお申し付けください。

- 飛散した消火薬剤は、すみやかに掃除をしてください。長期間放置しておきますと、消火薬剤が湿気を帯び、金属を腐食(サビ)させたり、塗装面を変質させるおそれがあります。また電気の絶縁性を低下させるおそれもありますので、十分に掃除してください。

消火薬剤の掃除は、掃除機で吸引したり、圧縮空気で吹き払ってから、固くしぼった雑巾でよく拭き取ってください。また水洗いできるものは、よく水洗いしてください。電気機器に消火薬剤がかかった場合にはコンセントよりプラグを抜き電源を遮断してから掃除してください。

消火薬剤のかかった電気機器は、絶縁性が低下していることがありますので、専門の業者に点検をご依頼ください。